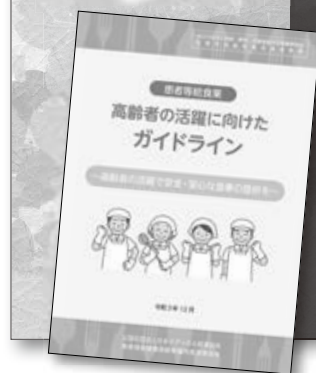


産業別高齢者雇用推進ガイドライン①

患者等給食業

高齢者の活躍に向けたガイドライン

高齢者の活躍で安全・安心な食事の提供を



病院などにおける治療の一環として、患者へ食を提供している患者等給食業では、チルド化や自動化システムといった調理の技術進歩によって、これまでよりも高齢者の活用が可能となっている反面、高齢者雇用の「継続」という部分では体力面での不安といった課題が鮮明となっている。特に調理業はデスクワークと異なり、長時間の立ち仕事や力仕事といった側面があり、改めて身体機能の低下を補う対応が求められている。

また、人手不足が多くの事業所で課題となっており、高齢になっても働き手として多くの従業員に継続して勤務してもらうことが事業経営面でも鍵となる。

本ガイドラインの構成は次の通りである。

「第1章 高齢者雇用施策が求められる背景」では、高齢者雇用安定法の改正をはじめ、高

齢者の活躍が求められる社会的背景を整理するとともに、患者等給食業における高齢者雇用の状況をデータで明らかにしている。患者等給食業で高齢者はすでに貴重な労働力となっていることをふまえ、新たな環境変化への対応として、①「働き方改革」の一環である高齢者の就業促進について、②チルド化や自動化システムなど調理技術等の進歩による高齢者雇用の側面から見たメリット・デメリットについて、③高齢従事者のデジタル活用スキルについての三つの課題をあげ、これらの課題を解決すべく、すでにさまざまなアプローチや工夫を行っている各企業の声を紹介している。

「第2章 高齢者雇用の推進に向けた視点(取り組みのポイント)」では、各社において高齢者雇用推進施策の検討に役立てることを目的として、患者等給食業の「高齢者の活躍による安

全・安心な食事の提供」を可能にしていいため、「視点1 高齢者が働きやすい環境づくり」、「視点2 高齢従事者を含む人材戦略・人材育成」、「視点3 高齢者の意向把握やモチベーションへの対応」、「視点4 高齢従事者が継続して働くことができる取り組み」、「視点5 高齢従事者の働き方の変化への対応」の五つの視点をもとに、取組みのポイントや具体的な課題、参考となる事例などを整理している。なお、企業の規模や事情により課題解決へのアプローチは個々に異なることから、具体的な課題や懸念事項に対して、参考となる事例を体系的に整理することで、参照しやすいように取りまとめている。

「第3章 資料編」では、高齢者雇用安定法の内容をより深く理解できるように「改正高齢者雇用安定法のQ&A」を掲載するとともに、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(厚生労働省)や、高齢者雇用の課題解決に向けて相談ができる支援制度、支援機関などを紹介している。

公益社団法人 日本メデイカル給食協会

連絡先 TEL 03-62608-4160
TEL 03-62608-4160
FAX 03-62608-4160
HP <https://www.j-mk.or.jp/>